

## 介護保険の所有に関して

外来リハビリは医療保険でのリハビリになります。

医療保険と介護保険でのリハビリは、原則併用できません。介護保険の利用が優先となります。通所リハビリ(デイケア)・訪問リハビリを利用されている方は、外来リハビリは実施できません。

介護保険を持っている方は、診断された日から180日(または150日)を超えて外来リハビリを実施することができません。

※日にちは診断された病名により異なります